

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、富津市長から、平成 26 年度定期監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を公表する。

平成 30 年 2 月 15 日

富津市監査委員 磯 貝 昭 一

富津市監査委員 鈴 木 幹 雄

【措置事項】

○ 平成26年度定期監査

監査結果	措置状況	対象部局
後期高齢者医療保険料及び介護保険料の徴収について		健康福祉部
<p>後期高齢者医療保険料及び介護保険料の消滅時効については2年であることから、未納者に対する積極的な臨戸徴収や強制徴収による収入の確保に努められたい。</p>	<p>口座振替の推奨を行うなど未然に未納とならないよう努めているが、納め忘れや口座残高不足等の未納者に対しては、電話催告を行っています。</p> <p>滞納者に対しては、臨戸徴収を定期的（年3回）に行っています。</p> <p>そのほか、未納者に対し、催告書を送付し来庁要請、納付相談を実施しています。</p> <p>なお、他債権者により強制換価手続きが執行された場合、交付要求を実施しています。</p>	国民健康保険課
	<p>65歳到達に対して、口座振替申請書の同封や、新規未納者（連帯納税義務者を含む）に対し、電話催告を行い、未納者の減少に努めているところです。</p> <p>臨戸徴収の実施に努め、滞納者の財産差押え等強制換価手続きが行われた場合には、裁判所等の執行機関へ交付要求を引き続き実施します。</p>	介護福祉課